

地域指定年度	昭和47年度
整備計画策定年度	昭和47年度
特別管理地域指定年度	昭和50年度 昭和60年度 平成6年度
全体見直し年度	平成25年度 令和元年度

置戸町農業振興地域整備計画書

令和2年1月

北海道常呂郡置戸町

置戸町農業振興地域整備計画書目次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農業上の土地利用の方向	2
ア 農用地等の利用の方針	2
イ 用途区分の構想	3
ウ 特別な用途区分の構想	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2 農業生産基盤整備開発計画	5
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6
第3 農用地等の保全計画	6
1 農用地等の保全の方向	6
2 農用地等保全整備計画	6
3 農用地等の保全のための活動	6
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	8
第5 農業近代化施設の整備計画	9
1 農業近代化施設の整備の方向	9
2 農業近代化施設整備計画	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	9
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	9
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	10
3 農業を担うべき者のための支援活動	10

4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 0
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 0
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 0
2	農業従事者の安定的な就業を図るための方策	1 0
3	農業従事者就業促進施設	1 1
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 1
第8	生活環境施設の整備計画	1 1
1	生活環境施設の整備の目標	1 1
2	生活環境施設整備計画	1 1
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 1
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	1 1

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

置戸町は、北海道の東北部、網走支庁管内の西南端に位置し、北は北見市留辺蘂町、東は訓子府町、南と西は十勝支庁との境界で、陸別町、足寄町、上士幌町と接し、東西約40km、南北約30km、総面積は527.54km²である。

三方を山に囲まれ、その山の間には常呂川を主流とする谷底平野が広がっており、平坦地と周辺の丘陵地に農地が拓かれている。東側から農地を包含して広がり、中央部は南北を山に挟まれ大きくくびれている。国有林が総面積の約60%を占めており、林野率は85%と高く、農用地率は10%に満たない。

気象は、北海道内陸型で、夏冬および昼夜の寒暖の差が大きい。年間の平均気温は5度前後と低く、降水量も少ない。

基幹産業は、農林業であり、地域の開拓以来協調しながら発展してきた。しかし、高度経済成長下、林産工業を含めたこれらの地域産業は、新規学卒者等の若年労働者を吸収できず、昭和35年以降、過疎と高齢化が進行している。

人口は、平成22年には3,428人であったが、平成27年には3,092人となりこの間に10%減少した。

農業は、戸数の減少はあるものの、離農跡地の吸収や土地基盤・近代化施設整備の推進により專業化が図られ、酪農・寒冷地畑作物を基幹作物として定着してきた。また、これら農畜産物や森林資源等を高度に活用する地場産業の振興が積極的に進められている。

今後の土地利用については、恵まれた自然環境を生かしながら、土地基盤整備を積極的に促進し、優良農地の保全・確保を図る一方、公益機能を有する森林についてもその機能の拡充に努め、農林業の調和ある発展を目指すこととする。

ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H30年)	5115	41	84	0	6397 (215)	51 (3)	165	1	12	0	776	7	12549	100
目標 (R5年)	5095	41	99	0	6419 (199)	51 (3)	165	1	12	0	759	7	12549	100
増減	△20		15		22 (△16)		0		0		△17		0	

(注) () 内は混牧林地面積である

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地5115haのうち、おおむね次に掲げる21haを除いた約5094haについて農用地区域に設定する方針である。

- a 森林に囲まれている農地及び傾斜が強く耕作が困難なため、今後農用地として存続が困難な農用地約11ha（字境野3ha、字豊住2ha、字北光3ha、字川南2ha、字安住1ha）
- b 農業倉庫等近代化施設整備に伴って拡張の対象となる農家宅地に隣接する農用地約10ha

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、おおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設の種類
きたみらい農業協同組合農産物出荷センター	字豊住	5.0 ha	麦類乾燥貯蔵施設 豆類集出荷貯蔵施設 ばいれいしょ集出荷貯蔵施設 たまねぎ集出荷貯蔵施設
計		5.0 ha	

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある既存農用地周辺の山林・原野の開発可能地約20haについて、農用地造成を行い、農業生産基盤の拡大を図るため、これらの開発可能地について農用地区域を設定する方針である。

土地の種類	所在（位置）	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林	A-I 字秋田	私有地	9ha	農地（畑）	
山林	A-I 字雄勝	私有地	4ha	農地（畑）	
山林	A-I 字幸岡	私有地	2ha	農地（畑）	
山林	A-I 字境野	私有地	1ha	農地（畑）	
山林	A-II 字川南	私有地	4ha	農地（畑）	
計			20ha		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

現況農用地等の利用状況は、農地5,010ha、採草放牧地105ha、混牧林地215ha、農業用施設用地84ha、森林・原野等20haを農業利用されている。

総合的な農業の振興を図るため、農用地区域を定め、農業経営基盤強化のため担い手への農地の利用集積や農業生産基盤の整備、耕作放棄地の解消などの農業振興施策を実施し、農用地区域内の土地を保全するとともに農地の集団化、担い手農業者への土地の集積、農作業受委託や集落営農の組織化・法人化の促進、農地の保全管理などの施策を通じ、耕作放棄地の発生防止・解消に努め、農地の保全と有効利用を促進する。

ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A-I	2260	2248	△12	0	0	-	86	82	△4	35	46	11	2381	2376	△5	20
A-II	969	965	△4	63	63	-	61	50	△11	9	11	2	1102	1089	△13	
A-III	1781	1777	△4	42	42	-	68	67	△1	40	42	2	1931	1928	△3	
計	5010	4990	△20	105	105	-	215	199	△16	84	99	15	5414	5393	△21	20

イ 用途区分の構想

(ア) A-I地区(字秋田、雄勝、幸岡、境野、豊住、北光)

置戸市街地より東側、常呂川左岸から北側の地域で、北西端の字北光に酪農団地を有するほかは、おおむね畑作地帯である。将来における経営形態は現況どおりの見込みであり、輪作の完全実施や有機質肥料の投入を促進して、生産性の高い農地としての利用を図る。字豊住の農業用施設用地は、全地域をカバーする農産物の集出荷貯蔵施設を集積しているが、約3haを利用していく。訓子府川左岸に広がる段丘波状の農用地約1,240haについては、畑作及び酪農経営の農地として利用をすすめる。常呂川左岸に広がる平坦地と北側高台部の農用地約710haについては、畑作経営を主体とする農地として利用をすすめる。また高台部には、森林の介在がみられるが、これらのうち86ha余りを混牧林地として利用する。南西部の段丘波状の農用地約340ha、また北西部に隔存する戦後開拓地の農用地約60haについては、酪農経営を主体とする農地として利用をすすめる。

(イ) A-II地区(字川南、常盤、置戸)

置戸市街地より東側、常呂川右岸から南側の地域で、北側の字川南は畑作と酪農の混同地帯、字常盤及び置戸は酪農地帯で、戦後開拓者がそのほとんどを占める。課題は、沖積平坦地の石礫除去と丘陵高台地の点石除去である。高台地は、これに層厚調整と排水改良を加え、土地基盤の整備に努める。酪農地帯においては、経営費の節減と飼料自給率の向上のため、混牧林地の積極的な活用を図る。常呂川右岸に広がる平坦地と南側高台地の農用地約480haについては、畑作及び酪農経営の農地として利用をすすめる。南部高台の段丘波状の農用地約400haについては、森林の介在が著しいが、これらのうち60ha余りを混牧林地として利用することとし、残り210haについては酪農経営を主体とする農地として利用をすすめる。

(ウ) A-III地区(字拓殖、中里、安住、勝山、春日、常元)

置戸市街地より西側、常呂川とその支流の仁居常呂川沿いに二股に細く広がる平坦部と周辺丘陵台地及び、国道242号線沿いに陸別町との境界に存する。地区内農業者で組織する法人有の牧草畑と置戸町有牧場の2団地にわかれており、いずれも、国・道有林野に囲まれている。畑作経営と酪農経営が混在するが、おおむね字拓殖と中里は酪農地帯、字常元は畑作地帯である。基幹整備が比較的遅れている地区であるが、石礫除去をはじめ総合的な土地基盤整備を促進して農用地の効率的な利用に努める。常呂川左岸の平坦地と右岸高台地の農用地約600haについては、気象条件が厳しいところから、酪農経

営を主体とする農地として利用をすすめる。西部の二股に細い平坦地と周辺丘陵台地の農用地約1,000haについては、畑作及び酪農経営の農地として利用をすすめる。また、上流部については、森林・原野の介在が著しいが、70ha余りを混牧林地として利用する。国道242号線の陸別町界付近の農用地約300haのうち、130haについては採草放牧地として利用をすすめ、残り170haについては、陸別町行政区域へはみだすおよそ300haの置戸町有地とあわせて、牛の育成牧場として利用をすすめる。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の土地12,549haのうち、農用地区域に含まれる既存農用地等5,414haは、農地5,010ha、採草放牧地105ha、農業用施設用地84ha、その他混木林地等215haの土地利用区分をする。この農用地の土地条件についてみると、畑については傾斜度8/100未満の平坦地、低台地（段丘波状地）が大部分であるが、高台地の一部については、15/100未満の傾斜度となっている。

生産性や収益性が高く、冷害にも強い、土地利用型農業を中心とした農業体系の確立に資するため、地域の特性に応じ、国営・道営・団体営事業等の土地基盤整備事業を積極的に推進してきたところであるが、事業を実施していない農地の地力の低下、施肥の過剰投入による環境への影響など課題も山積していることから、地域の特性に応じて、圃場条件の整備を推進し、良好な営農条件を備えた農地の確保を図るとともに、自給飼料基盤に立脚し、家畜排泄物の適正な管理・利活用をはかる安定的な酪農・畜産の展開に向け、草地等の総合的な整備と公共牧場の整備を進める。

この場合、現状が農用地区域以外の土地であっても、当該土地を含めて整備を行なうことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

農用地区域面積5,115haのうち、畑として利用する5,010haの大半は、区画整理、用排水路及び農道等の整備が完了し、大型機械の利用等が可能となっているが、未整備地については、今後とも土地基盤整備を促進するものとする。また、点在する畑についてはその集団化を図り、現在まで整備された用排水路・農道等施設の延命を図るため、農地・水・環境保全対策により地域の農業者自らの共同活動による維持管理を実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画（附図2号）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
道営草地整備事業	草地整備改良 隔障物整備 利用施設整備	釧 北	300ha	①	
道営土地改良事業	農地造成 暗渠排水 客土 農業用排水施設 農業用道路	置 戸	200ha	②	
道営農道整備事業	農道整備	春 日	50ha	③	
道営農道整備事業	農道整備	境 野	50ha	④	
道営農道整備事業	農道整備	北 光	50ha	⑤	
道営農道整備事業	農道整備	豊 住	50ha	⑥	
道営農道整備事業	農道整備	北 光	50ha	⑦	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は、町土総面積の約85%を占め、町土の保全及び水資源かん養・快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有し重要な役割を果たしている。

森林の約30%が民有林で、人工林率は53%になっている。

農地造成及び農道整備の実施については、森林整備計画との関連に配慮しながら効果的な整備実施が図られる土地基盤整備事業を推進する。

4 他事業との関連

本町の現状と地域の実情を踏まえ、住民の意向を反映しながら、農業の担い手が意欲をもって取り組めるよう今後も国、道農村整備事業等の生産基盤整備や環境整備を推進するため治水事業・道路整備事業等を積極的に導入し整合性を図りながら活用していく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の農用地面積はここ数年の増減は見られないが、農業就業人口の高齢化が見られ、労働力不足などにより、耕作放棄地の発生が懸念される場所である。

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、一度荒廃するとその復旧は非常に困難であることから、将来にわたって安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源のかん養や保水など多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄による農用地のかい廃を防ぎ、農業を礎としている本町農業を確立するために、必要な農用地を営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。

このため条件の悪い農用地の粗放化を防止するため、農作業受委託や集落営農組織などへの農用地の利用集積と一体的に行なう土地基盤の整備を促進するとともに、農用地の効率的利用を図るため、農地流動化を推進する。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地等による農用地の機能低下を未然に防止するため、認定農業者、営農組合など生産組織による農作業の受委託を促進する。

さらに、認定農業者等の担い手への農地の利用集積とその効率的な利用を促進するとともに、生産条件の不利益を補正するための支援措置を講ずるなどして、農用地の有効利用を図り、農用地利用改善団体等による土地利用調整を行い、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、優良農地の適切な保全管理を推進するとともに地盤沈下や土壌浸食等により機能が低下した農地や農業用施設の機能回復を図る。

また、自然災害の発生を未然に防止するための農地保全施設を整備するほか、エゾシカによる農業被害の防止を図るため、農地への侵入防止施設の整備や適正個体数の管理など推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施行により健全な森林資源の維持増進を図る。

森林整備の推進方向としては、それぞれの森林が特に発揮されることを期待されている機能に応じて、水源かん養機能・山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能・保健休養機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分し、重視すべき機能に配慮しつつ、天然生林の的確な保全管理、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備と保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業経営の規模の推移を見ると、担い手となる農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者を中心に所有権・賃借権の集積が進んでいる。

具体的な経営の目標は、本町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね460万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり概ね1,800時間～2,000時間）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、土地利用型農業においては、農業経営基盤強化促進法の積極的な活用をすることで、認定農業者、経営意欲が高く経営感覚の優れた農業者への農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家 族 経 営 体	野菜専業 (玉ねぎ専業)	10.0ha	玉ねぎ10.0ha	—	—
	畑作・野菜複合1	20.0ha	玉ねぎ7.0ha、小麦4.0ha、てん菜5.0ha、馬鈴薯4.0ha	—	—
	畑作・野菜複合2 (玉ねぎ主体)	20.0ha	玉ねぎ11.0ha、小麦4.0ha、てん菜5.0ha	—	—
	畑作専業1 (小規模畑作)	15.0ha	小麦5.0ha、てん菜5.0ha、馬鈴薯5.0ha、	—	—
	畑作専業2 (中規模畑作)	30.0ha	小麦7.5ha、てん菜7.5ha、馬鈴薯7.5ha、スイートコーン4.5ha、高級菜豆3.0ha	—	—
	畑作専業3 (大規模畑作)	40.0ha	小麦12.0ha、てん菜12.0ha、馬鈴薯12.0ha、スイートコーン4.0ha	—	—
	酪農・畑作複合	39.0ha	経産牛40頭、牧草21.0ha、テントコーン6.0ha、小麦6.0ha、てん菜6.0ha	—	—
	酪農専業1 (中規模酪農)	32.0ha	経産牛30頭、牧草32.0ha、	—	—

	酪農専業2 (中規模酪農)	62.0ha	経産牛60頭、牧草32.0ha、デント コーン9.0ha	—	—
	酪農専業3 (大規模酪農)	62.0ha	経産牛90頭、牧草45.0ha、デント コーン17.0ha	—	—
	肉牛・畑作専業	21.0ha	肥育牛520頭、牧草10.0ha、小麦 7.0ha、てん菜4.0ha	—	—
	酪農育成	22.0ha	育成牛60頭、牧草22.0ha	—	—
組織 経営 主体	畑作専業	100.0ha	小麦25.0ha、てん菜25.0ha、馬 鈴薯25.0ha、スイートコーン15.0ha、休 閑緑肥10.0ha	—	—
	酪農専業	183.0ha	経産牛300頭、牧草、デントコーン	—	—

(注) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

高齢化、後継者不足などにより十分な管理が行なわれない農地が散見され、徐々に増加している現在、農地の保全と効率的な活用を図っていく上で、集落内での土地利用について合意形成が必要となる。そのため、認定農業者等の担い手を中心とした生産組織・集落営農の推進を図り、各集落の主体性を尊重しつつ町・農業協同組合等が支援し、耕作放棄地の解消に努める。

また、農業機械施設等の過剰投資を改善し、生産コストの低減を図るため、生産組織・農業協同組合の農業機械利用事業を活用し、農作業の受委託・共同化の促進に努める。地力の維持増進を図る上で、畜産農家と畑作農家の連携が必要不可欠である。

さらに、循環型地域農業を目指すため、地域の実情に応じた農地の有効利用と未利用資源（麦わら、大鋸屑等）の有効活用に努め、農業生産の拡大と質的向上を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町の農業が生産性の高い農業経営を展開していくためには、地域における農地の利用調整活動をはじめ、担い手の育成・確保に向けた諸活動に対し支援・指導を強化するとともに農地保有合理化事業、農業経営基盤強化促進事業等の各種事業を積極的かつ効果的な活用を通じて経営規模の拡大を図っていく必要がある。

今後も農地の集積について啓発・普及、情報提供などの活動とあわせて、集落ぐるみの話し合いの場を設け農家相互の理解を深めながら、利用権設定や農作業受委託により、認定農業者等を中心とした生産組織、集落営農組織などを育成し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の利用集積をも一体的に推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は、44,388haで農用地の保全、水源のかん養、環境保全等多目的な機能を有しており、地域住民の生活とも深く結びついている。このため林業振興の森林整備等と農業振興のための土地基盤整備との間で調整をとりながら、農業と林業の融和を図ることで共存共栄を実現させ、調和のとれた計画的な整備を行っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の重点作目は主要畑作3品（甜菜、麦類、馬鈴薯）、野菜、畜産等で、関連する農業近代化施設の整備を進めてきた。今後とも農業情勢に合わせた近代化施設の整備を進め、農業生産の向上と複合経営の確立を目指す。

畑作については、離農の増加等にもなう経営規模の拡大が予想されることから、新技術の導入等により労働力の省力化や、安定した生産量の確保などとともに、土壌診断の継続による適正施肥を徹底することで生産コストの削減をし、農業所得の確保を図る。

野菜については、その代表的なものは玉ねぎとなっており、広域農業協同組合連合会で生産・流通を行なうことによりコスト削減を実施し、移植・収穫についても新たな技術の導入により適期作業を行い品質向上・労働力の削減を図る。

畜産については、近年の農畜産物の輸入自由化による価格の低下、生産機材・飼料価格の高騰などから経営は厳しい状況にあるが、乳用牛経営には、自給飼料の確保、家畜排せつ物の適正な処理と利用の促進のため必要な飼料基盤の確保を基本に、省力的な飼料管理方式の導入や酪農ヘルパー、コントラクターの活用による労働時間の短縮を推進するほか、生産・経営管理技術の高度化による乳量・乳質の向上等を図る。

2 農業近代化施設整備計画（附図3号）

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
乳牛哺育育成センター	鉏北	きたみらい地区一円	—	50戸	きたみらい農業協同組合	⑧	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行するなか、本町農業の持続的な発展を図るためには、認定農業者の育成・確保を図るとともに農業経営の法人化の推進、農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の促進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保を図っていく必要がある。

今後確保すべき新規就農者の目標については、農地の遊休化を未然に防止する観点から平成35年度までに5名（農業生産法人等を含む）確保したい。

認定農業者の育成や、新規就農による担い手の育成・確保を図るため、就農に関する情報提供、相談体制の強化、農業技術・経営方法取得のための研修教育、農家住宅等の計画的な整備等を農業各団体との協調体制のなかで検討し進めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画（附図4号）

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	農家住宅	秋田地区 1戸	農業後継者とその家族		
農家住宅	農家住宅	勝山地区 1戸	農業後継者とその家族		
農家住宅	農家住宅	境野地区 1戸	農業後継者とその家族		
農家住宅	農家住宅	置戸地区 2戸	農業後継者とその家族		

3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域の農業を担う農業者の育成が急務となっていることから、認定農業者のメリット及び位置づけを明確にするとともに、営農支援活動を重点的に行ない、優れた農業後継者等を育成するための研修教育体制の整備を進める。

また、農業後継者はもとより、多様な新規参入者の受け入れを促進するため、地域が主体的に取り組む農業研修施設等の整備を支援するとともに、新規就農者等への経営資産の円滑な継承を促進する農場リースに必要な条件整備を推進する。

さらに、今後においては女性農業者の経営参画が重要であるため、家族経営協定の締結促進により役割分担を明確にし、経営のパートナーとして積極的に参画できる環境づくりを進める。

4 森林の整備その他林業振興との関連

森林は、農用地の保全、資源のかん養、環境保全等多目的な機能を有していることから、農地周辺の林地における下草刈り、枝打ちなどを行なうことにより、病虫害の発生を防止するとともに、間伐等の作業に農業者が従事できる環境をつくり、森林組合等と連携しながら森林の保全に取り組み、農業と林業の均衡ある発展を図っていく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農外就労の場が少なく若者が都市へ流出し、人口の減少や高齢化が進むことで、地域の活力の減退が懸念されている。

こうした状況に対応するため、効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、農業従事者の農業生産技術や農業経営管理技術の向上を図るとともに、地域の特性を活かし、農産物直売施設や市民農園等の充実により都市との交流を図り、販路の拡大や地場製品の生産を振興することで、安定的な就業の場の創設と雇用機会の拡大を目指す。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町においても農家数は減少傾向にある。これからは農地の流動化を図るなど、規模の拡大を行い、認定農業者の育成と集落営農への展開に努める。

また、生産基盤及び農業機械の大型化による、余剰労力の対策として安定した就業の場の確保が重要

である。特に、日雇通勤者、町外通勤者などによる兼業化の増大は、農業生産面にも影響が生じている現況にある。このような情勢を踏まえ、本町の特性を活かせる中小企業の誘致に努めるとともに、隣接市町等への雇用の促進を図るなど、農業従事者に対する就業相談活動の強化を図り、安定した就業の場の確保に努める。

さらに、地域で生産される農産物を活用するための農産加工施設の整備に努め、原料生産農家や、流通機構の有機的結合を推進し、地場産業への就業機会の確保・拡大に努めるものとする。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林民有林は大半が農業を営んでいる者が所有しており、木材資源の有効利用はもとより、自然とのふれあいの場として保健休養機能を持たせることにより、「森林と人との共生林」として位置付け、教育・福祉・保健事業等による就業機会の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

町民一人ひとりが快適に生きがいをもって生活できるように、優れた自然資源を活用するとともに調和のとれた生活環境整備の向上を図らなければならない。今後さらに、農村地域における良好な生活環境を確保すべく交通網の整備、衛生的な水道水の供給、集落排水の整備等の生活基盤の整備をはじめとし、スポーツ・レクリエーションの場としての運動公園の整備拡充、さらに保健・医療・福祉の充実による生活環境の整備を行い、潤いのある農村集落づくりを進める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全等の公益に資する機能や木材等を生産する機能を有しており、森林整備計画・森林施行計画等に基づき森林の整備及び保全を実施することとし、農道・林道その他保養施設等の整備にあたっては効率的に実施されるよう配慮しながら推進することとする。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

国土利用計画の町土の利用に関する基本構想、並びに置戸町総合計画の理念に基づきながら関連する他法令との連携を図り、事業計画実現に努める。